

医協ニュース

第13号

■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ 新年のご挨拶
- ☐ 医学書籍購買サービス新WEBサイトのご案内
- ☐ 医協セミナーのご報告（第29回、30回）
- ☐ 全医協連第38回通常総会のご報告
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 「純資産額と出資持分の具体的計算方法」と「出資限度法人に関する課税関係」について

新年のご挨拶



宮城県医師協同組合 理事長 伊東潤造

新年明けましておめでとうございます。組合員各位にはすこやかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。昨年中は、本組合の事業運営につきまして、あたたかいご支援とご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年11月に行われました全国医師協同組合連合会第38回通常総会の席上、丸善書籍購買サービスやJMCキャンペーン商品等の売上実績により購買部門において表彰を受けました。本組合が購買部門において表彰を受けるのは2回目となり、大変喜ばしく思っております。

「医学書籍購買サービス」では多くの先生方にご利用いただき有難うございます。本サービスでは昨年12月に新WEBサイトに切り替わり、取扱い商品量が大幅にアップした他、お勧め書籍の紹介等充実した内容になっておりますので、今後も是非ご利用いただきますとともに、未登録の先生におかれましては、是非この機会にご登録いただき、これからの書籍の購入にお役立ていただきますよう併せてご案内申し上げます。

また、重点事業として取り組んでおります教育情報提供事業につきましては、本年度も「医業経営セミナー」や「マナーマネジメントセミナー」を宮城県医師会の共催のもと、クレーム対応実践研修や決算対策、人事・労務対策研修等について開催いたしました。ご多忙の中、ご参加いただきました皆様には改めてお礼を申し上げます。本年も引き続き重点課題として取り組んでいき、先生方のお役に立てるよう開催して参りますので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

本年も、県医師会のご指導のもと、相互扶助の基本理念を忘れずに着実に前進し、組合員福祉の向上に寄与していく所存でございますので、これまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医学書籍購買サービス新WEBサイトのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。この度新WEBサイト（ナレッジワーカー）がスタートしましたのでご案内いたします。

新WEBサイトはここが違う！

- ①商品情報量が大幅にアップ！
新サイト：和書250万件・洋書500万件
旧サイト：和書200万件・洋書360万件 ※医学書の在庫は豊富です。
- ②ログイン後の画面には、医学系情報が満載！
- ③利用者があらかじめ特定のキーワード（著者名、タイトル名）を登録すると、対象書籍が発刊される毎に指定のメールアドレスに情報を送信。
- ④購入履歴から、利用者に最適なおすすめ書籍を紹介。
- ⑤「丸善新刊案内」（和書）、「丸善アナウンスメント」（洋書）を掲載
※医学書、一般書全ての分野が対象です。

書籍購買サービスはここが違う！

- ①和書・洋書あらゆる書籍が組合員価格さらに送料完全無料
- ②ネットで本を簡単検索・購入
- ③宮城県医師協同組合から安心請求

お申込方法

- ①本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ②「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ③ID・パスワードをメールでお知らせします。
- ④メールに掲載されているURLにアクセスして利用が開始されます。

医協セミナーのご報告

●第29回（決算対策）

去る平成22年10月14日（木）午後6時30分より「第29回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

「決算対策！法人と個人の違いを知ろう！～適切な決算対策によって節税が可能です～」と題し、医療機関の理事長・院長を対象に、公認会計士の石沢裕一氏を招いて開催しました。

当日は15名の先生方にご参加いただき、法人と個人それぞれ特有の決算対策等について、事例を交えたご講演をいただきました。



●第30回（事業継承のときに考えたい資金繰り対策）

去る平成22年11月29日（月）午後7時より「第30回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を石巻市医師会館にて開催しました。

「事業継承のときに考えたい資金繰り対策～相続対策は急にはできません～」と題し、医療機関の理事長・院長を対象に、リスクマネジメントラボラトリーの大友弘信氏を招いて開催しました。

当日は大変寒い中12名の先生方にご参加いただき、不動産による対策や相続の計算方法等を分かり易く教えていただきました。



全医協連第38回通常総会のご報告

去る平成22年11月6日（日）午後5時よりホテル日航金沢（石川県）において、全国医師協同組合連合会第38回通常総会が開催され、本組合より伊東理事長・嘉数副理事長・高橋専務理事が出席しました。

- 【議案】 第1号議案 平成21年度事業報告書並びに決算書類等の承認を求める件
第2号議案 平成22年度事業計画案並びに収支決算案の承認を求める件
第3号議案 平成22年度賦課金決定の件
第4号議案 平成22年度借入金最高限度額決定の件
第5号議案 平成22年度役員報酬決定の件
第6号議案 辞任に伴う員外監事補充の件

購買部門2度目の受賞

- 総会の席上、宮城県医師協同組合は丸善書籍購買サービスやJMCキャンペーン商品等の売上げ実績により、購買部門で表彰されました。
- 表彰を受けるのは平成20年度以来2度目です。



表彰式（左から3番目が嘉数副理事長）

活動報告（各種会議）

1. 常務理事会

- (1) 第8回常務理事会 [平成22年11月24日(水)／宮城県医師会館]

- 【議題】 第1号議案 全国医師協同組合連合会第38回通常総会
第2号議案 第15回理事会後の入退会等組合員・賛助会員異動について
第3号議案 平成22年度事業報告（平成22年10月31日現在）について
第4号議案 医療用品カタログ「メディエントランス」販売について
第5号議案 家庭常備薬等の斡旋について
第6号議案 平成23年度各種会合について

2. 関係団体各種会議

全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成22年度第1回理事会 [平成22年10月10日(日)／東京都・全医協連会館]
(2) 平成22年度第1回書籍斡旋事業勉強会 [平成22年10月15日(金)／東京都・全医協連会館]
(3) 第38回通常総会 [平成22年11月6日(土)／石川県・ホテル日航金沢]
(4) 平成22年度第1回購買部調査研究会 [平成22年11月20日(土)／東京都・全医協連会館]
(5) 平成22年度第1回購買部会 [平成22年11月21日(日)／東京都・全医協連会館]
(6) 平成22年度事務局代表者会議 [平成22年12月4日(土)・5日(日)／東京都・TKP東京駅日本橋ビジネスセンター]
(7) 平成22年度第1回福祉部会 [平成22年12月12日(日)／東京都・全医協連会館]
(8) 休診共済会平成22年度第1回理事会並びに第32回通常総会 [平成23年1月15日(土)／東京都・全医協連会館]
(9) 平成22年度第3回理事会 [平成23年1月16日(日)／東京都・全医協連会館]

東北北海道医師協同組合協議会関係

- (1) 東北北海道医師協同組合協議会事務局長会議 [平成22年12月5日(日)／東京都・たいめいけん]

「純試算額と出資持分の具体的計算方法」と「出資限度法人に関する課税関係」について

前回は、出資持分の定めのある社団医療法人の出資金評価に関する最新の裁判例を紹介しました。今回は、「純資産額と出資持分の具体的計算方法」と「出資限度法人に関する課税関係」について、ご説明したいと思います。

1. 出資持分の定めのある社団医療法人

皆様の医療法人は、「出資持分の定めのある社団医療法人」に該当するか否かを定款の規定からご確認してみましょう。宮城県の旧社団医療法人モデル定款の第8条と第31条は下記のようになっています。

第8条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第31条 本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

皆様の医療法人の定款に、上記第8条、第31条と同じ規定はありませんか。同じ規定があれば、「出資持分の定めのある社団医療法人」に該当します。社員（「社団法人の構成員」の略称）は当該法人の出資金返還請求権として、「出資持分に相当する資産」の払戻しを請求することができます。社団医療法人の「出資持分に相当する資産」とは、社団医療法人の決算書のどのようなものを指すのでしょうか。法人の資産の状況を表しているのは貸借対照表と呼ばれるものです。貸借対照表を大まかに図解したのが下記の図です。

貸借対照表

資 産 10億	負 債 8億
	資産-負債= 純資産 2億

医療法人の資産が10億円、負債が8億円とした場合の純資産は2億円となります。この場合の「出資持分に相当する資産」は、純資産2億円を出資持分割合で按分した金額です。Aが5百万円、Bが3百万円、Cが2百万円を各々出資し払込総額1千万円の法人の場合、持分割合は出資割合によることとなり、Aの持分割合は5/10、Bの持分割合は3/10、Cの持分割合は2/10となります。各々の「出資持分の相当する資産」は、Aが2億円×5/10=1億円、Bが2億円×3/10=6千万円、Cが2億円×2/10=4千万円となります。ご自分の医療法人の決算書をご覧いただき、各々の出資者の持分を計算してみてください。

2. 出資額限度法人

出資持分の定めのある社団医療法人には、上記のような問題があるため、定款変更を行い、第8条の社員退社時における出資持分払戻請求権と第31条の解散時における残余財産分配請求権の法人の財産及ぶ範囲について、払込出資額を限度とするいわゆる「出資額限度法人」が考えられました。しかしこの「出資額限度法人」についても、相続税・贈与税の計算における「出資」の評価は、出資額を限度とするものではなく、「出資持分に応じた純資産に応じた出資の評価をもとに類似業種の株価を加味して計算」（これを相続税評価額と以下称す）することになります。

社員が、上記の相続税評価額を超えるあるいは下回る金額である実際に払い込んだ出資払込額の払戻を受けて退社した場合、「出資、社員、役員が特定同族グループで占められている場合」（一人医師医療法人の場合にはほとんどこの条件に該当してしまいます）や「社員等に特別な利益を与える場合」の条件に当てはまる場合には、残存出資者に対し相続税法第9条の「みなし贈与税」が課税されます。又、社員が死亡により退社した場合に相続人が現実に払戻しを受けた場合はその金額、相続により社員となり出資持分を有する場合は、出資持分に応じた出資の評価をもとに類似業種の株価を加味して計算することになります。但し、特定同族グループに該当する医療法人で相続人が現実に払戻しを受けた金額が出資者の出資持分に応じた純資産に応じた出資の評価額以下であった場合、他の出資者には、「みなし贈与課税」がなされますので注意が必要です。

3. 今後の対応策の必要性

個人の所得税率は累進課税です。個人の所得金額がある水準を超えた場合には、税率が2段階である法人税率より高率となります。このため法人税を負担したほうが全体の税額を抑えることができることから、法人の所得は内部に留保される傾向があります。又、医療法人は剰余金の処分が禁止されています。これらのことから法人に利益として蓄積され、純資産が多額となっている事例が多く見受けられます。出資金払戻請求権は相続財産に含まれます。医療法人に純資産に見合う預貯金が存在すれば出資払戻を受けて相続税の納付を行うことも可能ですが、医療法人の資産は、医療設備や病院等の不動産がほとんど大半を占め、即時換金可能な資産が少ないケースがほとんどです。これらのことから相続税対策が必要とされる所以です。ご自分の医療法人に対する出資持分相当額を計算し、早め早めの対策をお考えください。

公認会計士 税理士 石沢 裕一

お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5（宮城県医師会館内3階）
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp